

# 期日指定定期預金

2018年4月1日現在

商品名 (愛称)	期日指定定期預金															
販売対象	・個人お客さまのみ															
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長預入期間3年(据置期間1年)</li> <li>・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。</li> <li>・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>															
預入	(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・100円以上300万円未満</li> <li>・1円単位</li> </ul>														
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以降に一括して払戻します。</li> <li>・お預入れ日から1年経過後は1万円以上1円単位で一部解約も可能です。</li> </ul>															
利息	(1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。(店頭表示利率には「お預入れ期間1年以上2年未満」と「お預入れ期間2年以上」とがあります。)</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算です。</li> </ul>														
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</li> <li>※平成49年12月31日までにお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税金となります。</li> </ul>															
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>															
手数料	-----															
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数と以下の預入期間に応じた利率にて1年複利の方法により計算したお利息とともに支払います。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>中途解約時に適用する利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>		預入期間	中途解約時に適用する利率	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×40%	1年以上1年6か月未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×50%	1年6か月以上2年未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×60%	2年以上2年6か月未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×70%	2年6か月以上3年未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×90%
預入期間	中途解約時に適用する利率															
6か月未満	解約日における普通預金の利率															
6か月以上1年未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×40%															
1年以上1年6か月未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×50%															
1年6か月以上2年未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×60%															
2年以上2年6か月未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×70%															
2年6か月以上3年未満	預入日における預入期間2年以上の店頭表示利率×90%															
金利情報入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。															
苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部(9時~17時、電話:0770-22-9430)にお申し出ください。</li> </ul>															

敦賀信用金庫

# 期日指定定期預金

2018年4月1日現在

商品名 (愛称)	期日指定定期預金
紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li></ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li><li>満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li><li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li><li>元利金継続の場合、ご継続時にお利息を含めたお預入れ金額が300万円以上になると、自動継続ができなくなります。この場合、お預入れ金額の分割や、元金継続扱いへの変更等をお願いすることがあります。</li></ul>